別紙

保育士修学資金貸付における
貸付対象者の選定基準に関するガイドライン
（養成施設入学希望者（高校生）用）

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

＜貸付対象者について＞

本ガイドラインは、「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（平成２８年２月３日付け雇児発０２０３第２号。以下「運営通知」という。）２の（１）の②に基づき、保育分野において適性を有すると認められ、養成施設における学修に意欲があり、学業を確実に修了し、所定の国家資格を取得できる見込みがあると認められる者について、養成施設は以下の１及び２の項目を総合的に評価・選定し、佐賀県社会福祉協議会へ推薦するものとする。

１　「優秀な学生」については、次の（１）を満たすとともに（２）①②のいずれかを満たすものとする。

（１）成績に係る基準として、以下の要件に該当すること

高校における評定平均値が３．０以上

（２）学業等に係る基準として、以下のいずれかに該当すること

①　高校の出席率８０％以上

②　高校における１年以上の部活動や生徒会等学内活動、又はボランティア等社会活動、社会人としてボランティア等の社会貢献活動を経験

２　「家庭の経済状況等」については、次に該当するものとする。ただし、個人の事情を斟酌し、本修学資金の必要性が認められる場合には、貸付けることを妨げない。

（１）経済状況に係る基準

日本学生支援機構の第二種奨学金の要件と同等とする

※家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の年収（給与の場合）・所得金額（給与所得者以外の場合）から、規定で定められた特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なる。）等を差し引いた金額が、日本学生支援機構で定められている基準額以下であること。

【参考】

○運営通知２の（１）の② 貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者について行うものであること。
○運営通知２の（１）の③ 貸付対象者の選定に当たっては当該養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこと。